

令和5年度 第4回 稲美町上下水道事業運営委員会 議事概要

日 時	令和5年9月21日(木) 10時00分～11時00分
場 所	稲美町役場 301 会議室 (本館3階)
出席者	<p>【 稲美町上下水道事業運営委員会委員 】</p> <p>竹川 宏子 (学識経験者・兵庫大学現代ビジネス学部教授) (委員長)</p> <p>古谷 久代 (使用者の代表・稲美町商工会 (古谷産業株式会社))</p> <p>桃宇 吉高 (使用者の代表・稲美町自治会長会連合会会長)</p> <p>勝樂 義嗣 (使用者の代表・稲美町民生委員児童委員協議会副会長)</p> <p>政平 季和 (使用者の代表・稲美町シニアクラブ連合会会計)</p> <p>小間 紗奈江 (使用者の代表・いなみっこ広場子育てねっと副会長)</p> <p>【 事務局 】</p> <p>田口 史洋 (地域整備部長)</p> <p>井上 智久 (水道課長)</p> <p>村山 拓也 (水道課工務係長)</p> <p>西村 周平 (水道課管理係長)</p> <p>藤井 貴斗 (水道課主査)</p>
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議事 ・答申書 (案) について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>

1 開会

2 議事

・答申書（案）について （事務局）

それでは事前にご送付させていただいている資料、答申書(案)について、私の方からご説明させていただきます。

まず資料1枚目、鑑文になりますが、令和4年11月18日付の稲水管第67号の町長からの諮問に対する本委員会の答申となっております。右上の日付は実際に答申書を町長に渡す日を入れることとなります。

1枚めくっていただきますと、答申書の表紙となっております。

こちらもお渡しの際は、(案)を取って、実際にお渡しする日付を記載させていただきます。

次に目次です。全体の構成としましては、はじめに、答申、おわりに、添付資料としまして別紙1から4を掲載しています。

それでは、具体的な内容に入っていきます。

1ページ目に「はじめに」ということで、今回委員の皆様にご水道料金の検討をいただくことになった経緯・背景としまして、水道事業は人口減少に伴う水需要の低下が予想される中、老朽化した施設の更新や耐震化が必要となっており、稲美町では、安心・安全で安定した水道水の供給を継続していくために、水道事業が取り組むべき中長期的な経営の基本計画である「稲美町水道事業経営戦略」を平成29年10月に策定し、令和3年3月に改定しております。

本委員会は、令和3年3月改定の経営戦略に掲げる持続的な水道事業運営のため、町長からの諮問に基づき、財政収支均衡や水道事業運営の効率化及び経営健全化の観点から、本日を含めて4回の会議を開催し、慎重に審議を行いました。そしてその結果を取りまとめ、答申します。といった内容となっております。

次に2ページをお願いします。ここからが答申の内容となっております。

これまで稲美町水道事業は業務委託・職員の削減等経営の効率化に取り組みつつ、水源の整備や耐震補強工事に取り組んできました。

今後は、特に配水場及び老朽管路の更新費用の増加と水道料金収入の減少が見込まれることから、本委員会では、物価高騰や人口減少の影響を踏まえた今後の収支計画について検討しました。

この結果、料金改定をしなければ、令和10年度には支出超過(損益赤字)の状態となり、令和13年度には資金残高が底をつく見込みとなっております。

資金残高を確保し、収支均衡を図るには、令和6年度に20%程度の料金改定が必要になることが当初試算されておりました。

上記を踏まえ、水道料金の引き上げが必要であると判断しましたが、料金改定は平成 8 年度以来約 30 年ぶりとなるため、利用者間の負担の公平性や、一部の使用者の改定率が、激変するようなことがないよう配慮が必要です。

今後、水道事業経営の基盤強化のため、一層の経営の効率化を検討したうえで、次の経営方針をもって水道事業の運営を行うように、としております。

次の「1. 経営方針について」では、第 1 回の運営委員会でご説明させていただいた経営戦略で掲げている三つの経営方針である「安全・安心な水道水の供給」、「経営基盤の強化」、「投資の最適化」について、主な内容を記載しております。

「(1) 安全・安心な水道水の供給」では、水質管理の強化及び水源の整備、応急給水体制の確保、専門職員の確保・育成、鉛管の取り替えといった内容となっております。

「(2) 経営基盤の強化」では、委託業務の精査等によって固定費を削減し、ICT の活用やお客サービスの実施。

続いて 3 ページをお願いします。

資金調達・管理においては、借入は低金利で、預金は高金利になるように努め、また料金改定及び料金体系の見直しの検討を引き続き行っていきます。

「(3) 答申の最適化」では、施設の合理化・長寿命化、老朽管の適切な時期での更新、旧来の施設の耐震化を促進する。このような内容を掲げています。

「2. 水道料金の改定について」ですが、「(1) 料金改定時期」としまして、冒頭でも申し上げましたが、料金改定を実施しなかった場合は、令和 10 年度以降は損益赤字となり、令和 13 年度の時点では資金不足となる試算となっております。

料金改定時期を遅らせ、損益赤字となる令和 10 年度の直前で料金改定を行った場合、資金を確保するためには、より大幅な料金改定が必要となってくるため、できるだけ早いタイミングで段階的に改定していくことが望ましいと考えられます。

また、料金改定を実施するには、議会承認などの手続きが必要であり、承認後も住民への周知やシステム改修等に要する期間を確保するため、改定時期は令和 6 年 4 月を当初の案としていましたが、光熱費や物価高騰の影響や西部配水場の更新工事が計画よりも 1 年延期されていることから、令和 7 年 4 月を基本として検討していくことが妥当であると考えます。

つづきまして、「(2) 料金改定率」についてですが、これから 10 年間の令和 14 年度までの損益黒字、資金残高を確保するためには、経営戦略でも必要としていました 20% の改定が必要との試算となっております。

ただ一方で、昨今の燃料費等物価高騰の状況から、今後の段階的な改定も見据えて、現実的には 15% の改定が妥当と考えられます。ただし 15% の改定でも、令和 15 年度以降で損益赤字、令和 14 年度に資金不足に陥る可能性があるため、令和 11 年度(料金改定から 5 年後)を目途に、再度料金改定を検討する必要があるとしております。

なお、この令和 5 年度から 14 年度までの 10 年間の財政シミュレーションは、実績に基づ

いた将来の有収水量予測、最新の更新投資見込と、物価高騰等の影響について反映させたもので試算しています。

つづきまして「3. 水道料金体系の見直しについて」です。

「(1) 基本的事項」としまして、稲美町の現行の料金体系について記載しております。第2回運営委員会でご説明させていただきましたが、稲美町は水を使っても使わなくてもかかる基本料金と、使った水の量だけかかる従量料金の二部料金制で、口径別に異なる料金設定となっており、従量料金につきましては、使用水量が多いほど料金単価が増加する逡増型となっております。

また、一般家庭向けの口径 13、20 mmでは、基本水量を2か月で20 m³を設定しています。

次に「(2) 基本料金従量料金の割合」では、こちらも第2回運営委員会でご説明させていただいた内容としましては、全体の水道料金収入の内訳は、基本料金 35%、従量料金 65%となっています。

経営の安定を重視するのであれば、基本料金割合を増加させる方が望ましいですが、この割合を増加させると、少量利用者の負担が増加してしまいます。そのため、経営の安定化、利用者への公平性の双方を考慮して料金体系を検討することが妥当です。

「(3) 基本料金」では、(2) で記載した内容を考慮し、全体の料金改定率も基本料金部分の改定率も一律に 15%改定とし、基本料金割合を維持することが妥当と考えます。

「(4) 基本水量の設定」ですが、これまでの運営委員会の中でも、3つの料金改定案をご提示させていただいて、その案のうちの一つでも、基本水量を引き下げることを検討しましたが、日本水道協会が作成しています「水道料金算定要領」の中では、基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。

ただし、この「水道料金算定要領」において、「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないように漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない」とされており、基本水量以下の利用者の件数が増加している稲美町では、基本水量を設定しないとすると、少量利用者の急激な負担増となるため、今回の料金改定では見直しを行わないことが妥当としています。

次に5ページです。「(5) 従量料金・逡増度」ですが、「水道料金算定要領」によると、負担の公平性から見ると一律単価として均一料金を設定することが考えられています。

しかしながら、現状は逡増型の従量料金設定となっており、単価を均一料金に変更するとすると、少量の利用者の従量料金単価を大幅に引き上げる必要が出てくるため少量利用者の負担が大きくなってきます。

そのため、従量料金も公平性の観点から、基本料金と同様に一律 15%引き上げることが妥当であると考えます。

つづきまして、「(6) 料金表」では、これらを踏まえた一律 15%改定をした新料金表と、次の6ページには参考に現行の料金表を掲載しています。

「4. 附帯意見」では、これまでの検討を踏まえた委員会の意見をまとめています。

まず、「(1) 継続的な投資・経営の効率化の取り組み」では、稲美町水道事業経営戦略で掲げた実施方策について、今後も絶えず計画内容等を見直し、一層のコスト縮減を図るよう求めます。

「(2) 料金改定等に関する利用者への広報活動」では、平成 8 年度以来の料金改定となるため、料金改定の必要性及び料金改定内容についての説明を、ホームページや広報誌などを活用するうえ、使用者に可能な限りご理解をいただくよう努めるよう求めています。

「(3) 今後の水道料金の検討について」では、水道料金は住民生活に直結したものであり、その影響は大きく、全国的に人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少が想定される状況や、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道事業の安定経営を行ううえでは、水道料金の適時適切な検討、見直しが必要です。

第 2 回の運営委員会でも、再度見直しを行う時期を明確にしておいた方が良くとのことをご意見をいただいております、5 年後を目安に、その時代に合った水道料金について検討することを提言します。

また、前回の運営委員会の中でご意見をいただいていた、生活困窮者等への福祉施策についても別途検討するよう記載しております。

8 ページでは「おわりに」としまして、これまでの内容のまとめとして、今回は基本料金、従量料金とも一律改定とし、基本水量も変更しないという内容になっており、約 30 年ぶりの料金改定となるため、急激な負担増とならないよう配慮したものとっております。

ただ、「水道料金算定要領」の中では、基本水量は撤廃し、従量料金は均一とするといったことが標準とされており、このあたりの検討が今後の課題という形になってきます。

また、想定以上に社会情勢や経営環境が変化することも考えられるため、料金体系のあり方についてはその時代に合ったものとなるよう継続的に検討する必要があるとして結んでおります。

これ以降のページにつきましては、別紙としまして諮問書と、運営委員会規程、委員名簿、開催状況についてを添付しております。

以上で、答申書案についての説明を終わります。

この内容につきまして、修正すべき内容や、追加が必要な内容などがございましたらご意見いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

まとめの答申ということで、その書類ということになるのでかなりのボリュームになっているんですけども、これまでのご意見を踏まえてということを書いてあります。

事務局からの説明について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ご意見、ご質問でなくても、例えば感想でも結構ですので、必要であれば時間をとりたいと思います。

(委員)

単純なことですけど、新料金とね、現行とね、最終は同一ページになるんですかね。

(事務局)

今のままだを想定してたんですけども、その方が見やすいということであればそのようにさせていただきます。

(委員)

単純に審議させてもらう側としては、資料をいただくとなるとね、ページをいちいちめくってたら、例えば少ない量ならいいんですけど。口径とかで全部変わってくるんで、なんか見てもちょっとわかりづらいなど。

(委員長)

ただこれが町長に対する答申書でということなので、ということですよ。

基本的には書類としては公開するけれども、町長宛という形になるので、皆さんについてはまた別途、町民の皆さんへの通知とか案内は見やすいものにしていくと思いますので。

(事務局)

ホームページとそれから広報の方にも掲載させていただこうと思っておりますので、両方が一目で見てわかるようにさせていただきます。

(委員長)

ただね、あくまでも、形式上町長に出すものなので、法律の文章が見にくいから入りにくいのと一緒で、ですのでそこはご心配いただかなくても大丈夫なところだと思います。

(委員)

広報とかに出すときは、先ほど言われたようにやってもらう方が見た目がわかりやすいということで、やっていただけるということですね。

(事務局)

はい。この答申の方はまたホームページにも掲載させていただくんですけども、どうしてもこのページの設定上難しい場合、この形で行かせていただきたいというのが、こちらの意見でございます。

(委員長)

見栄えよりもむしろこの順番、見栄えを考えて移動させるよりも書いてある順番がすごく重要だから、そういう意味ではその形式、見栄えよりも中身が、検討した内容が反映されるかということが重要だということで書類のタイプが違うということです。町民さん向けにはもちろん当然見やすいものをということ。

(事務局)

先ほどの広報とホームページでということでお話はさせていただきましたけど、また住民向けに説明会等を開いた時には、こういう書類ではなくて、もっとわかりやすい書類、説明してわかってもらえるような書類を皆さんにお渡ししようと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

— 特になし —

(委員長)

私から質問するのも変ですが、一番最後のところの附帯意見のところなんですけれども。他の市町でも、こういった検討をしたことがあるんですけれども、「生活困窮者等に対する支援について、別途福祉施策等を検討するように提言します。」これって他市町で入れてるところがありましたっけ。意見は結構出たりとかしてたんですけど、私ちょっと記憶があったかなと思って。もし、あんまりないということであればね、議論してちゃんと意見をいろいろいただいた成果が出てるからいいなと思って。

(事務局)

こちらでは他市町で同内容が掲載されている答申書は、確認ができていません。

(委員長)

これは別に質問とかそういう話ではなくて、もし他のところも出てるということであれば同じような形で、そうでなければ、それもよく考えられてきて検討されてるねって話になるからいずれにしても、良い評価になるかなと思いますけども。この内容についてということではありません。でも、これを入れた方が良いと思いますね。ここで水道料金と福祉の話っていうのは分けて考えるし、当然ながら福祉の話っていうのは、別のテーブルでまた上げていく必要があるよって話したこと自体が意味がある、ということです。

事務局の方から補足等はございませんでしょうか。

もしあればおっしゃっていただいて、ないようでしたら、先ほど話が出ている町民の皆さんへの説明等どうするかとかそういったプランについて、まだ決まってないかもしれませんけれども、このような方針みたいな形でもしあれば、教えていただければありがたいです。

(事務局)

まず、答申の書類の関係なんですけども、基本的にはこの内容で出させていただいて、付け加えたほうが良いのではないかとこのところがありましたらこちらの方で修正をさせていただいて、また委員長の方に見ていただいたものを、町長の方に答申としてお渡しする形でよろしいですかね。

それでは、またこちらの方でも確認をさせていただいて、最終の状態になったものを委員長に見ていただいて、委員の皆様にも送付させていただきますのでよろしく願いいたします。

(委員)

確認なんですけども、この水道料金の見直し、これ提言出しますよね。

それって今まで 30 年間改定していないから、今現状の社会情勢の変化もあって、これまで検討してきたけども、今後そういうの関係なしに 5 年間を目途に改定するという提言をするという形の理解でいいですか。

(事務局)

5 年後に料金改定をするということではなくて、料金についての検討をすることを 5 年後を目途に行うとしています。

(委員)

改定するかしないか全部含んでって意味ですね。

(事務局)

そうですね、本当にその改定が必要なのかどうかっていうところも含めて 5 年後あたりを目途に検討すればいいと考えています。

(委員)

社会情勢に合った見直しができるということですね。検討やね。

(事務局)

そうですね。検討の中で、今はまだ改定できないとか、する必要がないとかっていうことであれば、改定はしないっていうことになってくるのではないかと思います。

(委員)

そういう理解でいいんですよね。わかりました。ありがとうございます。

(事務局)

今回改定させていただく料金も、この 5 年間だけでなくそのあとの経営状況っていうのも全体的に見たうえでこの 5 年間の料金をどうするかという検討をしています。

(委員)

絶えずそれをやっていって、今後料金を上げていくんじゃなくてどうするかっていう検討をする形ですよ。

(委員長)

例えば、稲美町に大きなウォーターランドみたいなものができたら、そこは水をバンバン使うわけだから町民の皆さんはそんなに払わなくてもいいことになるかもしれないし、何かあるかわかんないわけですよ。

(委員)

全体的にこの水道の料金に対しても、見直しとか検討するのは今後定期的にやっていきたいという提言をするという形でいいんですよね。

(事務局)

はい。今の物価上昇がずっと続いていって、その上昇率も大きく上昇するようであれば、その時点で、もしかすると支出の部分がが増えてしまっているんで、料金改定をこの 5 年後に検討していただいたときに、改定しなければならんっていう結果になるかもしれませんが、その時の状況というのは今の段階ではっきりわかりませんので、そのあたりも踏まえ

て検討を5年置きにしていきたいと思いますというところです。

(委員)

今回は提言して、そして改定する必要がないと判断できれば改定しないという理解でいいですか。わかりました。ありがとうございます。

初めはね、20%ぐらい上げたいということやったから、一応15%になったのを伝えて、あとは、経過を見ながらということで、でいいと思いますけどね。

元々はね、令和6年っていうのが令和7年になったっていうのもありますから、1年遅れになったっていうことと、20%って言ってたのが15%というところで、段階的にということになったということで。

いっぺんに20%で、それが現実的やったかもわからんけどね、一応15%に抑えてもらって、あとは5年ぐらいで見直し。それがいいと思いますけどね。

(委員長)

何十年ぶりに上げるので、この委員会自体も委員の皆様方もそういった会議ってなかったのをここでやって、またここでの話っていうのは5年後に記憶・記録として残っているのでもうこういうやり方もわかっていたりとかいうことで、どの点がポイントなんだっていうところをもう、同じ委員さんじゃなくてもね、この今回の記録が残っているのでも、要はノウハウが残ってるから議論しやすいし、的確に改定、より良く改定ができる、より良く検討ができるということになるのかなど。今回はいろいろ大変だったんですけど、5年後はやり方を事務局も含めてみんな学習してるといことなので、そうやって見ると、非常に環境の変化が大き過ぎるので、5年で見ていかないとちょっと間に合わないですかね。

(委員)

今話聞いててちょっと両方取れたんで、まず5年後っていう表現が出ていますが、話の中では5年ごとというニュアンスも出てきたんですがどっちなのでしょう。

(事務局)

現状は5年後です。

(委員)

5年後だけです。

(事務局)

はい。今の段階では5年後、令和12年頃を目安として検討します。

(委員)

5年ごとにずっと見直しの必要性を見ているっていうわけじゃないということですね。もうあくまでも令和12年のことだけですね。

(事務局)

今回の答申の中では、5年後ということを確認させているんですけども、「水道料金算定要領」だったり、国の方針としましては3年から5年ごとに見直しするといった目安は打ち出

されています。

ですので、5年後また検討したときにはまたさらに5年後検討するという答えになってくるかもしれません。

(委員)

そこは5年後の検討の段階で、方針を決定するということですね。

(事務局)

その時に、もしかしたら今言ったように運営委員会では5年後に検討いただいた際、今の状況だったら、また3年後にしなければならないという結果が出れば、またこういうふうなところで検討が必要になってくるかなと思いますが、私の方から5年ごととは言いましたが、基本的には今回の中では、5年後にまた検討会をさせていただいて、そこで今の状況だったら料金改定を行わずに、もう5年だと少し長いので、3年後にもう一度検討しよう、というところを次回検討いただくということです。

(委員)

ではこの文章で、5年後程度の目安っていうのはそういうことですよ。

(委員長)

他に疑問点などありませんか。

(委員)

やっぱりね、住民の皆さんはものすごく敏感ですので、水道料金上がるのねっていうふうなお声はかかるんですね。ここで令和7年の4月頃っていうことを私たちが口に出しても大丈夫なんですかね。ものすごくやっぱりそういうところが敏感ですよ。もうすべてのもので物価が高騰してるから、特に主婦がそういう点で敏感です。

(委員長)

答申書を皆さんに、こういった形でよろしいですということでご承認いただいて、町長に答申出しますよね。出して、そこで答申渡しましたんで答申を公開しますっていうところですよ。

(委員)

そういうのも出る前にやっぱり情報ってものすごく出回るんですね。だから本当にどう漏れるのか私たちはわからないんですけど、上がるっていうことにすごい敏感です。だから、これが1年延びたということは、私たちの中でもほっとしてます、正直。これは答申ですので理解はできてるんですけど。軽く簡単に問われることが多いです。

もう少し先ねっていうふうな回答にはするんですけども。これだけのね、しっかりしたものができたというのはちょっと私たちも、安心しました。

(委員長)

ただ、答申が通ってからその説明会のプランっていうのもあるので、どこで情報を言っているのかってありますよね。これは案なので、今回のご意見を踏まえて、手を加えて最終的にチェックをして、この案が取れるわけですよ。それで、この資料、日にちが入るんですよ。

ね。

だから少なくとも、最低でも確定するまではあくまでも案であるという形でやってるので。

(事務局)

この会議の3回目までの議事録は既にホームページに公開されていますので、その中で、令和7年4月というのは出ています。

議会の方でも、計画では令和6年度に料金改定としていたのが、西部配水場の更新工事が大きくずれたこともあって1年ずらしていますという答弁をさせてもらっています。

そういう意味では、実際はもう広がっています。正式なお示しとしては答申後にはなるんですけども、今は検討が進んでるという形ですね。

今の状況では、令和7年4月を目途にという形ですが、水道料金で言いますと議会の承認を得ないと改定できないというところがありますので、それを得てない状況で4月から言うことはできません。こちらとしては、7年度を目途に料金改定の検討をしていますということで、議事録はホームページの方にあげていますし、そういうところで皆さん目にしてるんだと思います。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

よろしければこちら、案を取るという形で、内容の確認が私の方に回ってくると思いますので、そういった形でいきたいと思います。よろしいでしょうか。

— 異議なし —

ありがとうございました。

そうしましたら、議題の3番に移りたいと思います。「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

3 その他

(事務局)

それでは、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

いただいたご意見を踏まえまして、また微修正等を答申案に加えまして委員長の方にお送りさせていただきます。最終的に委員の皆さんにご確認いただくというところで、取りまとめが完了しましたら、その答申書を10月19日に委員長から町長へお渡しするというような予定で考えております。

また、この答申内容を踏まえて、町広報紙の年明け1月号に、料金改定についての記事を掲載しようと考えております。同時に、住民説明会の日程の案内を行いまして、住民説明会を開催しようと考えております。可能な限りの住民への説明、ご理解いただけるよう努めてまいります。

また、常任委員会への報告を経て、令和6年9月定例会に条例改正案を上程して、可決されましたら、令和7年4月1日から、料金改定ということになっていきます。

(委員長)

ありがとうございます。他に、今の説明を踏まえて、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員)

住民説明会はどれぐらいの箇所で行うのか。とりあえず1箇所、校区ごととか。

(事務局)

場所は一つで開催させていただこうとは思っています。元々コミセンの方で開催を考えていたんですが、今役場の方が改修をしまして、コミセンが使えないということを知っていますので、いきがい創造センターの方で校区ごとに開催する予定にしております。

(委員)

校区ごとに集めてやるんですか。

(事務局)

校区ごとです。校区ごとで日程を調整させていただいて計5回開催する予定にしています。元々旧3村という形で開催させていただこうかなと思っていたんですけども、前回旧3村ではなく、校区ごとの方がいいのではないかというご意見をいただきましたので、校区ごとという形で開催を考えています。各校区に出向いてというところは駐車場の関係もございまして、役場側の施設で説明をさせていただこうと思ひまして、いきがい創造センターのホールでの開催を予定しています。

(委員)

その案内はどうするんですか、校区ごととか。

(事務局)

1月に広報で日時と場所と校区ごとというところを掲載させていただこうと思っております。

広報紙が届かない方もあるんですけども、今新しい方って自治会に入っていない方がおられますが、そういう方って基本的に広報は届いていなくて、役場の企画課に取りに来てもらってるとは思うんですけど、隣保回覧でも同じことになりますよね。

(委員)

うん、結構自治会入ってない方も増えているからね。

(事務局)

この広報プラス、ホームページの方にも、これは必ず載せます。

(委員)

2つの方法で、住民の皆さんに周知する形ですよ。

(事務局)

そうです。今回の答申案はまた運営委員会の内容を掲載させていただきます。料金改定で

の住民への説明会については、新しくホームページを作成させていただいて、料金改定の新旧の表とそれから住民説明会の実施の日時と場所を掲載させていただきます。

この内容を1月の頭くらいにホームページと、それから皆さんの手元に届く広報紙に掲載させていただこうと思っています。

(委員)

それかポスターでやったらいいですね。掲示板に貼ってもらって、それはもう自治会に関係なしで見れるから、それが一番ベターかなと思います。ただ、ポスター作るのに費用はかかるけども、ホームページもやってるし、広報も出してますと3段階でやった方がより周知がしやすいかなと。一応検討してもらったらいいと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。

— 特になし —

そうしましたら、今後の予定について説明いただき、最終的には議会で議決されることで料金改定になるということですね。周知の方法についても3段階というようなご意見をいただきましたので、それを町の方には検討いただくということになるかなということです。

それでは進行を事務局にお返しします。

4 閉会